

富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例（素案） 検討シート （20220521改訂版）

追加した文言や項目には下線、削除した文言や項目は取消線を引いています。

条項	見出し	内容	備考 ◎ 内容の説明 □ 重点事項、確認事項	内容の根拠
	条例名称	富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例（案）	<p>◎条例の「顔」と言えます。条例本体に定めた理念や制定目的と合致しているか、どの様な意図を込めてその言葉を用いるのか。</p> <p>◎認知症の人が、尊厳と希望を持ち、認知症があってもなくても同じ社会でともに歩むことが出来る富田林市を目指すという条例の目的に基づく。</p>	<p>第1回ワーキング資料「○各自治体の制定状況」 （3回ワ）市民やみんなが希望を持てるまちであってほしい、「楽しい」「わくわくする」気持ちが入った名称、「笑い合える」「笑顔」という言葉が入っていた方がよい、ポジティブな表現が含まれてほしい。</p>
	前文	<p>富田林市では「Mみんな E笑顔と E笑顔で T手をつなごう」「MEET☆とんだばやし」をキャッチフレーズに、認知症の普及啓発をはじめ、数々の認知症施策を進めてきました。</p> <p>認知症は、誰もがなりうる病気です。今は支える側であっても、将来、支えてもらう側になるかもしれません。条例の策定にあたって、認知症の人やその家族、認知症の人の介護経験がある人や、地域で支援をしている人、医療・介護に携わっている人などと検討を重ねる過程で、「自分が認知症になった時に、自分ひとりで出来ることは少なくなるかもしれないけれど、これまで生活してきた大好きな地域のよい環境で、住民どうしがともに支え合い、暮らし続けることが出来る富田林市になってほしい」という想いが出されました。</p> <p>これまで「認知症になっても笑顔で暮らせる富田林」を目指して取組んできた認知症施策を基盤とし、市民、地域組織、関係機関、事業者がそれぞれの役割を担い連携し、社会の認知症への理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として、地域をともに創っていくことができる「認知症と伴にあゆむ笑顔のまち」の実現を目指してこの条例を制定します。</p>	<p>◎これまでのワーキングで出された意見を参考に、富田林市の取り組み、条例に込めた思い、方向性をまとめています。</p> <p>◎内容が劣化しないように、時点での数値や状況は記載しないようにしています。</p> <p>□認知症のご本人をどう位置付けるか □認知症のご本人の権利や尊厳への言及について □認知症ご本人の「社会参加」や「役割」について。「支援する側とされる側」という関係から社会をつくる一員であること。</p>	<p>（3回ワ）富田林市が好きだ、好きだから住みたい。</p>
第1条	目的	<p>この条例は、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び地域組織の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本的事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症があってもなくても尊厳と希望を持ち、同じ社会で認知症と伴にあゆむ富田林を実現することを目的とする。</p>	<p>※1 条例名を位置づける ※2 どのようなまち（地域）にしたいか</p> <p>◎「地域組織」を追加</p> <p>◎認知症施策推進大綱より引用</p>	<p>（アンケート）認知症になっても安心して暮らせる地域とは「公的サービスや支援制度が充実」74.0%、「認知症の正しい知識が普及」54.5%、「認知症について気軽に相談できる地域」45.5%</p>

富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例（素案） 検討シート （20220521改訂版）

追加した文言や項目には下線、削除した文言や項目は取消線を引いています。

<p style="text-align: center;">第2条</p>	<p style="text-align: center;">定義</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認知症 年齢にかかわらず、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。</p> <p>(2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。</p> <p>(3) 事業者 市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。</p> <p>(4) 関係機関 認知症の人の日常生活及び医療介護に携わる事業所その他の福祉に関わる組織・団体をいう。</p> <p>(5) 地域組織 自治会、コミュニティその他の地域に住所を有する者により構成される組織をいう。</p> <p>(6) 認知症サポーター 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識及び理解を持ち、地域で認知症の人やその家族等に対してできる範囲で手助けする者をいう。</p>	<p>◎条例で使用する用語の意味を明確にするために詳しく説明をします。</p> <p>◎条文中で説明している用語は、条例において特に重要な用語の位置づけとして整理します。</p> <p>◎関係機関は、サービス担当者会議やカンファレンスを開催するときに参加が想定される機関としています。</p> <p>◎「年齢に関わらず」を追加</p> <p>◎認知症の定義を介護保険法施行令第一条の二に合わせる</p> <p>◎「認知症の予防」を削除</p> <p>◎「地域組織」の定義を追加</p> <p>◎国の「認知症サポーター」の定義と合わせ、「手助けする者」から変更せず。</p> <p>□(6)中の「手助けする」の表現について要検討 「応援する」や「活動する」の方が相応しい？</p> <p>□他に定義付けが必要な言葉</p> <p>□認知症サポーター「養成講座を受講し、」を入れるか？ →名古屋市は定義している</p> <p>□関係機関に「教育施設」「学校」 →どこまで広げるか？主体を何にするかによって違う。 →本人の認知症に関わる機関、本人の生活や地域まで入れるか</p> <p>○小中学校等の若年層にも積極的にサポーター養成講座を開催し、理解促進を図っていく。</p>	<p>(2回ワ)「認知症」は高齢者のイメージが強いため「若年性認知症」の文言があるほうがはっきりとイメージが沸くのではないか。 ⇒条例では、「若年」「高齢」の区別なく「認知症」として定義している。依然として認知症は高齢者になると認識している人も少なくないことから、「年齢に関わらず」を追記。</p> <p>(2回ワ)「予防」を「備え」にした方がしっくりくる。認知症の備えを意識した日常生活を送るために、運動や生活習慣を意識するとした方がよいのではないか。 ⇒「予防」を「備え」に変更するため、「予防」の定義を削除。</p> <p>(2回ワ)地域のグループや団体は医療機関や施設とは違うので別項目で挙げた方がよいのではないか。 ⇒(5)として「地域組織」の定義を追加</p> <p>(認知症大綱P2)認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、(略)できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現 (認知症大綱P26)認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って(以下略)</p> <p>(3回ワ)子どもへの認知症教育を行い、自分の進路の選択肢としてとらえる機会を設けることも必要。</p> <p>(3回ワ)人権教育として認知症教育も大切なのではないか</p>
<p style="text-align: center;">第3条</p>	<p style="text-align: center;">基本理念</p>	<p>認知症施策は、次に掲げる基本理念に基づき、推進するものとする。</p> <p>(1) 認知症になっても意思が尊重され、<u>尊厳及び希望</u>を保持し、自分らしく暮らせるまちを目指すこと。</p> <p>(2) 認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すこと。</p> <p>(3) 認知症の人が自らの意思により、その能力を生かし社会参加をすることができる環境をつくること。</p>	<p>◎基本理念の4本柱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利や尊厳について ・知識の普及について ・地域づくり(理解・見守り)について ・認知症の人の社会参加について <p>◎「支え」の追記については見送る</p> <p>◎「暮らし続ける」を「続ける」を削除し「暮らす」に変更。(以下、同様)</p> <p>暮らすところは、認知症の人やその家族の意志で選択されるべきであり、住み続けなければならないものではない。</p> <p>◎地域づくりについては、第2項で謳われている。</p> <p>◎認知症の人やその家族が住み慣れた地域で暮らすためには、暮らすことができる環境作りが必要。社会参加をすることができる地域⇒環境が整っている状況</p> <p>□(1)「認知症になっても」「認知症の人の」 ⇒「認知症になっても」とすることで、対象が限定されない。「備え」の意味を持たせられる。</p>	<p>(1回ワ)夫の社会性を維持するためにもおれんじパートナーの会に参加した。続行してほしい。</p> <p>(1回ワ)地域と施設が地域住民として関りが出来ているのかが大切だと思う。</p> <p>(1回ワ)仕事はしたいが一般企業では働けない。しかし出来ることもあると思う (アンケート)認知症になったら、「これまでどおり家族と過ごしたい」70.1%、「仕事や趣味を続けたい」53.2%、「友人や知人との付き合いを続けたい」42.9%</p> <p>(2回ワ)認知症の人と家族を「支え」とすることで認知症の人が主体となるのではないか？ ⇒「地域共生社会」に包括されるため追記せず。</p> <p>(3回ワ)第3条第3項について、地域の理解がそれぞれの立場の見方で相違がありあいまいな解釈にならない様に「地域」を「環境」変更してはどうか</p>

富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例（素案） 検討シート （20220521改訂版）

追加した文言や項目には下線、削除した文言や項目は取消線を引いています。

<p style="text-align: center;">第4条</p>	<p style="text-align: center;">市の責務</p>	<p>市は、<u>前条に規定する基本理念に則り、市民、事業者、関係機関及び地域組織と連携し、認知症施策を総合的に実施するものとする。</u></p> <p>2 市は、<u>認知症施策の実施に当たっては、認知症の人やその家族の意見の把握並びに生活課題の調査、分析及び効果検証を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行い、認知症の人やその家族の立場に立った施策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>3 市は、<u>前項の実施を効果的に行うことができるよう、認知症の人やその家族を含めた会議を開催する。</u></p> <p>4 市は、<u>市民、事業者、関係機関及び地域組織が実施する認知症施策及び取組に協力しなければならない。</u></p> <p>5 市は、<u>認知症施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>◎形式的な会議の開催にとられず、自由に意見交換ができる会議を実施していくということで「会議」と明言はしていない。</p> <p>◎「認知症の人及びその家族」をより一体的な表現になるよう「認知症の人やその家族」に統一</p> <p>◎認知症の人を含めた会議を開催し、ニーズの把握、認知症施策の効果検証を効果的に実施する。</p> <p>□市は、<u>認知症の人を含めた協議体を設置し、施策を着実に推進するものとする。</u>（御坊市）</p>	<p>（1回ワ）認知症のご本人やご家族の意見を聞きながら進めてこれなかった。</p> <p>（1回ワ）情報はたくさんあるが、あるところに行かなければ手に入れる事が出来ない</p> <p>（1回ワ）認知症に関する情報が不足しており介護者が抱えている問題解決の糸口が見つからない</p> <p>（1回ワ）必要な時に思い出して活用してもらえるような情報発信が課題</p> <p>（1回ワ）認知症の人の意見を聞かずして制度を進めないでください。</p> <p>（1回ワ）何度も繰り返し周知しないと困った人には届かない</p> <p>（2回ワ）認知症の人が自らの意思を表現できない場合は家族が代わって行うことも多いので「認知症の人及び家族の意志によって社会参加できるような地域づくりを目指す。」とするほうがよい。</p> <p>（2回ワ）横断的にネットワークを組んで、理念に沿った活動を戦略的に集中的・全体的に行っていくよう、定期的に課題や効果、施策を審議できる機関を併せて設けることが必要ではないか。振返りやこれからの事を考える会議を作っていきたい。</p>
<p style="text-align: center;">第5条</p>	<p style="text-align: center;">市民の役割</p>	<p>市民は、<u>認知症は誰もがなり得るものであることを認識し、認知症への備えとして、知識を深め、日常生活において、自らの健康づくりに努めるものとする。</u></p> <p>2 市民は、<u>認知症の人やその家族が<u>住み慣れた地域のよい環境で安心して暮らすことができるよう、交流や見守り等のともに支え合う活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。</u></u></p> <p>3 市民は、<u>市、事業者、関係機関及び地域組織が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p>◎認知症の「予防」を「備え」に変更。これに伴い条文を変更。</p> <p>◎<u>住み慣れた地域で暮らすためには、認知症の人が住み続けることができる「よい環境」作りが必要。</u></p> <p>◎「<u>住み慣れた</u>」は、「<u>居住・移転の自由</u>」を前提に、「<u>認知症の人やその家族が居住しづつける事が出来る</u>」「<u>好きな</u>」「<u>住みたい</u>」と同義と解釈。</p> <p>◎「<u>市民相互の支え合い活動</u>」を「<u>ともに支え合う活動</u>」に変更（第8条も同様）</p> <p>□自ら認知症の予防に努めるとともに⇒「<u>予防</u>」の条項との整合性</p>	<p>（1回ワ）認知症ということで相手から敬遠された</p> <p>（1回ワ）妻が認知症になり介護方法がわからなかった。介護サービスを試行錯誤した</p> <p>（1回ワ）認知症の人と関りを持つときにどこまで関わってよいか躊躇する</p> <p>（1回ワ）「認知症」は支えてくれる人がおれば生活ができる。そのため、周囲の人の理解が必要</p> <p>（アンケート）まわりに認知症の人がいた場合にできる事「会った時の挨拶」88.3%、「話し相手」68.8%「何か力になりたいがわからない」27.2%</p> <p>（2回ワ）「予防」を「備え」にした方がしっくりくる。認知症の備えを意識した日常生活を送るために、運動や生活習慣を意識するとした方がよいのではないか。</p> <p>（2回ワ）「認知症」は高齢者のイメージが強いため「若年性認知症」の文言があるほうがはっきりとイメージが沸くのではないか。</p> <p>⇒「認知症は誰もがなりうるものであることを認識し」</p>

富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例（素案） 検討シート （20220521改訂版）

追加した文言や項目には下線、削除した文言や項目は取消線を引いています。

<p style="text-align: center;">第6条</p>	<p style="text-align: center;">事業者の役割</p>	<p>事業者は、従業者が認知症に関する正しい知識及び理解を持ち、適切な対応が行えるよう、必要な研修の実施及び育成に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、認知症の人やその家族が日常生活において、安心して必要なサービス及び支援を受けることができるよう、環境の整備に努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、認知症の人が、自らの意思でその能力を活用できるように、その人の特性に応じた配慮に努めるものとする。</p> <p>4 事業者は、市、<u>市民</u>、関係機関及び地域組織が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>☐従業者への教育、知識及び技術の維持向上 →就労先の他の従業員への教育や理解 →買い物等で利用する商店やスーパーの店員への教育や対応力の習得</p> <p>○認知症の人や家族に配慮したサービスの提供 ○認知症の人が就労（継続）できる環境づくり ○認知症の人の家族が安心して就労できる環境づくり ○本人や家族の不安等に気づいたときは相談支援につなぐなど</p>	<p>（1回ワ）デイサービスを利用したが、利用中テンションが高かったので精神科で薬をもらうように言われた。今まで歩いていたが歩けなくなった。</p> <p>（1回ワ）施設や事業者と地域住民の垣根をなくして自由に行き来できることが理想</p> <p>（1回ワ）作業所の職員が（若年性認知症）の対応に慣れていない。認知症の人ということで一律にサポートするのではなく出来る事とできないことを見極めてほしい</p>
<p style="text-align: center;">第7条</p>	<p style="text-align: center;">関係機関の役割</p>	<p>関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び高い対応力を有する人材の育成に努めるものとする。</p> <p>2 関係機関は、相互に連携し、認知症の人の状態やその家族等の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 関係機関は、市、<u>市民</u>、事業者及び地域組織が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>◎対象が大きくなると役割の位置づけが明確にできない</p> <p>◎関係機関は、サービス担当者会議やカンファレンスを開催するときに参加が想定される機関としています。</p> <p>☐「関係機関」の定義との整合性</p>	<p>（1回ワ）紫水晶が届いてウン十万円請求された</p> <p>（1回ワ）市内のB型作業所を回り、若年性認知症に対応できる事業所を探した</p>
<p style="text-align: center;">第8条</p>	<p style="text-align: center;">地域組織の役割</p>	<p>地域組織は、認知症の人やその家族が住み慣れた地域のよい環境で安心して暮らすことができるよう、認知症に関する理解を深めるとともに、<u>住民がともに支え合い</u>、コミュニティづくりに積極的に取り組むように努めるものとする。</p> <p>2 地域組織は、市、<u>市民</u>、事業者及び関係機関が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>◎「地域組織の役割」を追加</p> <p>☐「地域組織」は認知症の人やその家族にとって住み慣れた地域の身近な存在である（あってもらいたい）そのような表現を加えたらどうか？</p> <p>◎地域組織の解釈については、様々な捉え方があり限定することが適当でないと判断し追加せず。</p> <p>◎「住民相互」を「住民がともに支え合い」に変更</p>	<p>（2回ワ）「関係機関」とあるが、地域のグループや団体は医療機関や施設とは違うので別項目で挙げた方がよいのではないか。</p> <p>（3回ワ）「地域」とは、小中学校区など組織活動が出来る規模、日頃つきあいのある隣近所や身近な人の集まり、実家や自分が住んでいる場所等の関心のあるところ。</p> <p>（3回ワ）「手助けする」「応援する」「支える」の表現より、認知症があってもなくても「ともに支え合う」とする方がよい。</p> <p>（3回ワ）認知症の人も生活の中で家族に生きがいをあたえ精神的な支えになっている。これも支えではないか。</p>
<p style="text-align: center;">第9条</p>	<p style="text-align: center;">認知症の理解及び人材育成</p>	<p>市は、年齢、<u>職域等にかかわらず</u>、幅広く認知症に関する正しい知識の普及及び理解の促進並びに人材育成に努めるとともに、必要に応じて、<u>教育機関、職能団体等</u>と協力して取り組むものとする。</p> <p>2 市は、幅広い世代の<u>市民、事業者、関係機関及び地域組織</u>に対して、認知症サポーターの養成の推進及び周知を実施するものとする。</p> <p>3 市は、認知症サポーター等が地域で活躍するために必要な環境の整備及び認知症施策の実施に努めるものとする。</p>	<p>◎第2項に「地域組織」を追加</p> <p>☐正しい知識の普及に関する施策（大府市） ☐市民の理解の促進（名古屋市）（世田谷区） ☐人材育成と正しい知識の普及（浜田市）（設楽町）</p> <p>☐見出しを「認知症サポーター」にしてもよい？</p>	<p>（1回ワ）自然の中で安全に過ごせる場所が必要。</p> <p>（1回ワ）施設や事業者と地域住民の垣根をなくして自由に行き来できることが理想</p> <p>（1回ワ）認知症でない方への啓発が大切。</p> <p>（アンケート）認知症のイメージ「ネガティブ」89.6%</p>

富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例（素案） 検討シート （20220521改訂版）

追加した文言や項目には下線、削除した文言や項目は取消線を引いています。

第10条	認知症への備え等	<p>市は、市民が認知症への備えとして、正しい知識、情報等を得ることができるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、認知症になることを遅らせ、又は認知症になっても進行を緩やかにすることを目的とした活動を行うための環境の整備及び認知症施策の推進に努めるものとする。</p> <p>3 市は、認知症の早期発見及びその後の適切な支援の実施に向けて、相談及び連携の体制づくりに努めるものとする。</p>	<p>◎第1項と第2項を入れ替える 認知症の正しい知識や情報を得た後で、その知識や情報を元に認知症になることを遅らせたり、進行を緩やかにする活動をしてもらう。のが流れになることから</p> <p><input type="checkbox"/>認知症の予防に関する施策（大府市）（設楽町）</p> <p><input type="checkbox"/>認知症予防施策（浜田市）</p> <p><input type="checkbox"/>認知症への備え等の促進（世田谷区）</p> <p><input type="checkbox"/>認知症予防等の促進（東浦町）</p>	<p>（1回ワ）認知症は早期発見・早期治療が大切</p> <p>（2回ワ）「予防」を「備え」にした方がしっくりくる。認知症の備えを意識した日常生活を送るために、運動や生活習慣を意識するとした方がよいのではないか。</p>
第11条	委任	<p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>		